

担当弁理士：石川 克司

不正競争の判断に関する裁判例

— 「トイレタンクのボウル用シート」事件 —

H29.6.15 判決 大阪地裁 平成 28 年 (ワ) 第 5104 号

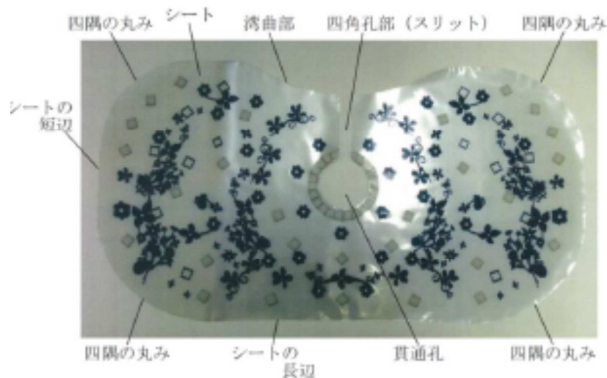
不正競争行為差止等請求事件：請求認容

概要

被告（意匠権者）による原告取引先に対する、原告商品の販売が意匠権侵害となる旨警告する書面の送付行為が、原告に対する不正競争防止法 2 条 1 項 1 5 号所定の不正競争に該当するとして、同法 3 条 1 項に基づき同行為の差止めと損害賠償を認めた事例。

原告商品

（裁判所ホームページより引用）



争点

- 1 原告商品の販売は、本件意匠権の侵害にならないといえるか
- 2 本件告知行為による不正競争防止法 2 条 1 項 1 5 号所定の不正競争の成否
- 3 原告の被告に対する虚偽事実の告知行為の差止請求は認められるか
- 4 本件告知行為につき被告に過失があるか
- 5 原告の損害

裁判所の判断

1 争点 1（原告商品の販売は、本件意匠権の侵害にならないといえるか）について

『イ 本件意匠の要部について検討すると、本件意匠に係る物品は、その物品の説明によれば、柔軟性を有する合成樹脂製のシートであり、裏面を湿らせて手洗器付トイレタンクのボウルに密着させて取り付け、ボウルの表面への埃、水垢等の付着を防止することができる使い捨てシートであると認められる。そして、これに別紙意匠図面中の【使用状態を示す参考図】を参考にすると、その形状は、取り付ける先の一般的な長方形の手洗器付トイレタンクのボウルの形状に規定されているものといえることができるから、取引者・需要者は、その規定された形状を前提として、本件意匠につき、その形状がボウルの表面の埃、水垢等の付着し易い部分を十分カバーしているものであるか、その形状がボウルに密着して取り付け易いものであるか、さらには取り付け易くなるよう工夫が施されるかなどの点に注目するものと考えられる。』

『（3）本件意匠と原告意匠の類否

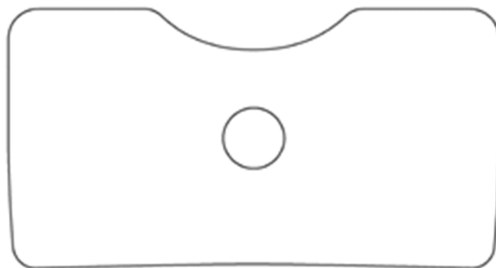
以上により本件意匠と原告意匠の類否について検討すると、本件意匠と原告意匠の共通点はいずれも本件意匠の要部にかかわらないものであるといえる。他方、シートの四隅の丸みの半径の大きさが異なること、本件意匠では貫通孔が湾曲部と離間して設けられているのに対し、原告意匠では湾曲部の中央部と細いスリットによって接続されるように設けられているという具体的構成態様における差異点は、いずれも本件意匠の要部にかかわるものであり、とりわけ後者のスリットを設けられている点は、本件

被告登録意匠

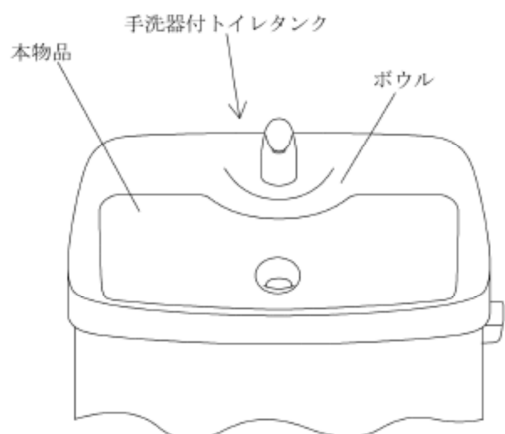
【意匠に係る物品】

手洗器付トイレタンクのボウル用シート

【表面図】



【使用状態を示す参考図】



意匠に類似する要素はなく、シートをボウルに取り付ける際に、シートをボウルの湾曲形状に密着させるための微調整を容易にさせる工夫として取引者・需要者の注意を強く惹くものということができる。

そうすると、本件意匠が無模様であり原告意匠に模様が施されているという差異点を捨象したとしても、両意匠を全体として観察した場合、看者に対して異なる美感を起こさせるものと認められるから、原告意匠は本件意匠に類似していないということができる。』

2 争点2（本件告知行為による不正競争防止法条1項15号所定の不正競争の成否）について

『原告意匠は本件意匠と類似するものではないから、原告商品の販売は意匠権侵害にはならず、したがって本件通知書の記載内容は虚偽の事実であるということになる。』

そして、そのような事実は原告商品を製造販売する原告の営業上の信用を害する事実であるというべきところ、原告と被告は、ともに生活用品等を販売する競争関係にある事業者であるから、被告が原告の取引先であるコープPに対してした本件告知行為は、「競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知」する行為といえ、原告に対する不正競争防止法2条1項15号所定の不正競争に該当する。』

3 争点3（原告の被告に対する虚偽事実の告知行為の差止請求は認められるか）について

『本件において被告は、原告意匠が本件意匠に類似する旨争うとともに、コープPに対してした本件告知行為が被告の営業上の信用を害する虚偽の事実の告知であることも争っているから、同様の告知行為をするおそれが、なおあるものと認められる。』

4 争点4（本件告知行為につき被告に過失があるか）について

『（2）知的財産権を有する者が、侵害行為を発見した場合に、その侵害行為の差止を求めて侵害警告をすることは、基本的に正当な権利行使であり、その侵害者が侵害品を製造者から仕入れて販売するだけの第2次侵害者の場合であっても同様である。しかし、侵害品を事業として自ら製造する第1次侵害者と異なり、これを仕入れて販売するだけの第2次侵害者は、当該侵害品の販売を中止することによる事業に及ぼす影響が大きくなければ、侵害警告を不当なものと考えても、紛争回避のために当該侵害品の仕入れをとりあえず中止する対応を採ることもあり、その場合、侵害警告が誤りであっても、第1次侵害者に対する販売の差止めが実現されたと同じ結果が生じてしまうから、こと第2次侵害者に対して侵害警告をする場合には、権利侵害であると判断し、さらに侵害警告することについてより一層の慎重さが求められるべきである。したがって、正当な権利行使の意図、目的であったとしても、権利侵害であることについて、十分な調査検討を行うことなく権利侵害と判断して侵害警告に及んだ場合には、必要な注意義務を怠ったものとして過失があるといわなければならない。』

『本件告知行為に至る経緯をみると、被告は、原告商品を本件カタログで発見するや実物を確認することなく本件意匠権の侵害品であると断定し、僅か2日後には、第1次侵害者である製造者を探索しようともせずに、製造者の取引先ともなるコープPに対し、権利侵害であることを断定した上で侵害警告に及んだというのである。すなわち、上記認定した本件告知行為に至る経緯において、被告が、警告内容が誤りであった場合に、製造者に及ぼす影響について配慮した様子は全く見受けられず、不用意に本件告知行為に及んだものといわなければならない。』

5 争点5（原告の損害）について

『本件告知行為による原告の営業上の信用毀損により生じた無形損害の額は、50万円と認めるのが相当である。また、本件事案の内容等を考慮すれば、弁護士費用相当の損害の額としては5万円の限度で認めるのが相当である。』

検討

本判決では、先ず意匠権の侵害の成否を検討し、その後、本件告知行為に対する被告の過失の有無等の検討を行っている。この二段階の検討は、実務上も重要と思われる。

また、警告者の注意義務について、『第2次侵害者に対して侵害警告をする場合には、権利侵害であると判断し、さらに侵害警告することについてより一層の慎重さが求められるべきである。したがって、正当な権利行使の意図、目的であったとしても、権利侵害であることについて、十分な調査検討を行うことなく権利侵害と判断して侵害警告に及んだ場合には、必要な注意義務を怠ったものとして過失があるといわなければならない。』と判断している点も参考になる。

実務上の指針

本判決で被告は、『原告商品を本件カタログで発見するや実物を確認することなく本件意匠権の侵害品であると断定し、僅か2日後には、第1次侵害者である製造者を探索しようともせずに、製造者の取引先』に対して、侵害警告を行った点について、被告の行為に過失があると認定された。

この点、製造者の取引先等に侵害警告を行う場合、侵害の判断が誤りであったときには、不正競争行為に該当する可能性があることから、自社が所有する権利の侵害であることについて、十分な調査検討が必要である。

例えば、侵害の疑義のある製品を実際に取り寄せて、侵害の属否について、弁護士や弁理士など専門家の鑑定や見解を入手することは、有効といえる。

また、製造者の特定について、実際の商品を入手し、商品パッケージの製造者欄の確認や、インターネット検索で情報収集をする等、製造者の営業上の信用を害することになるおそれに留意し、慎重に確認を行った上で、次のステップに進むべきである。

以上